

○飛驒市建設工事総合評価落札方式試行要領

平成21年3月16日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、飛驒市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)に係る競争入札における総合評価落札方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 この訓令において対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、飛驒市競争入札選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、工事目的物の品質を確保するため入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが適当と認めるものとする。

2 総合評価落札方式の類型は、対象工事の規模及び技術的難易度に応じて、次のいずれかの方式を選定するものとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、比較的小規模な工事に適用し、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事経験、工事成績等に基づく技術的要素と価格を総合的に評価する方式。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が認められる工事に適用し、施工の確実性を確保するために、特定の課題に対する簡易な施工計画、企業や配置予定技術者の同種工事経験、工事成績等に基づく技術的要素と価格を総合的に評価する方式。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 対象工事に係る評価基準等を定めようとするときは、当該基準を定めるにあたり留意すべき事項について、あらかじめ岐阜県公共事業執行共同化協議会に設置される総合評価共同審査会(以下「共同審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者を決定するときに改めて共同審査会の意見を聴く必要があるかどうかについて併せて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ共同審査会の意見を聴かなければならない。

(入札の公告等)

第5条 対象工事を総合評価落札方式により競争入札に付するときは、入札公告又は指名通知書に次の事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による工事である旨
- (2) 技術所見を求める課題及び評価基準
- (3) 評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 技術資料(評価項目に対する自己の評価状況を記載した調書)の提出期限及び提出場所
- (5) その他必要と認める事項  
(技術資料の提出)

第6条 総合評価落札方式による競争入札に参加しようとする者は、技術資料を入札公告又は指名通知書に指定する期限までに提出しなければならない。

(評価基準)

第7条 評価の対象とする技術的要素は、対象工事の目的及び内容に応じて評価項目を選定するものとし、各項目の達成度により得点を与える。

2 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第8条 総合評価は、入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(落札者の決定方法)

第9条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、評価値の最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するものとする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。